

## 第IV章 推進の柱と基本方針及び目標



幼児教育・保育の質の向上

《次期改訂版》

**基本方針（1）幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開**

- 目標① 幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領  
・保育所保育指針の内容の理解推進
- 目標② 幼児教育・保育内容の充実
- 目標③ 学校評価・自己評価の実施活用推進

**基本方針（2）幼児教育・保育環境の充実**

- 目標① 幼児教育・保育環境の改善・整備

**基本方針（3）特別支援教育の充実**

- 目標① 支援体制の整備・充実
- 目標② 個別の（教育）支援計画等の作成・活用及び  
関係機関との連携

平成24年度  
改訂版

乳幼児期にふさわしい遊びと生活

1 幼児教育・保育内容の充実

基本方針（1） 幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

- 目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進
- 目標② 幼児教育・保育内容の充実
- 目標③ 学校評価・自己評価の実施

基本方針（2） 幼児教育・保育環境の改善

- 目標① 幼児教育・保育環境の整備

基本方針（3） 特別支援教育の推進

- 目標① 園内体制の整備
- 目標② 個別の（教育）支援計画の作成・活用

## 乳幼児期にふさわしい遊びと生活

# 1 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

幼稚園・認定こども園・保育所等を支援しながら、幼稚園教育要領・**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**・保育所保育指針に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

また、幼稚園・認定こども園・保育所等が、その役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に努めます。

さらに、乳幼児期から、教育・医療・保健・福祉などが一体となって、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

### 基本方針（1）幼稚園教育要領・**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

**目標① 幼稚園教育要領・**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**・保育所保育指針の内容の理解推進**  
幼稚園教育要領・**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達に応じた幼児教育・保育をめざします。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 市町村における幼児教育振興において、教育委員会と保育主管課が積極的な役割を果たせるよう、市町村との連携を密にした支援
- 鳥取県幼児教育センターを中心とした関係各課との協力体制の構築・情報共有
- 人権尊重のための取組の推進
- 研修会の開催 **資料○：資料として右ページに掲載の予定**
  - ・幼稚園教育課程等研究協議会
  - ・幼稚園教員・保育教諭・保育士等の合同研修会の開催（東・中・西部の各教育局）
  - ・市町村の指導主事や保育担当課職員・保育リーダー及び私立園の管理職に対する研修会
  - ・市町村及び私立園におけるミドルリーダーを養成する研修会
  - ・「幼児理解に基づいた評価」「評価の妥当性や信頼性の確保についての研修会の開催
- 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ幼稚園教員等を派遣
- 担当指導主事・幼児教育アドバイザー・幼児教育支援員・保育専門員による園内研修の支援

### 【市町村・設置者】

- 市町村の特色を生かした幼児教育推進に関する計画の策定を進めましょう。
- 教育委員会と保育主管課等の連携を密にし、市町の現状に即した取組を支援しましょう。
- 幼児教育・保育内容の点検（確認）と指導をしましょう。
- 研修会を開催しましょう。
  - ・「幼児理解に基づいた評価」「評価の妥当性や信頼性の確保についての研修会の開催
- 保育者が園内外の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、幼児教育・保育の内容について発信しましょう。

### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 育みたい資質・能力を明確にした教育課程・全体的な計画を編成し、教育・保育の質の向上を図りましょう。
- 自園の実態に即した全体的な計画、教育課程、指導計画等を全職員で作成し、カリキュラム・マネジメントを確立させましょう。
- 人権尊重の理念について十分理解し、子どもが自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努めましょう。
- 園の教職員全員の共通理解のもと、園の教育・保育を行いましょう。
- 幼児理解に基づいた評価を実施し、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにしましょう。
- 情報発信を充実しましょう。
  - ・園だより ・ホームページ ・保育公開 ・掲示板の活用 など

### 【小学校等】

- 地域にある園との連携を通して、園で行っている教育・保育について理解しましょう。

**基本方針（１） 幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開**

**目標② 幼児教育・保育内容の充実**

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、**幼児教育・保育内容の充実**を図ります。

**【推進のための具体的な取組】**

**【県・県教育委員会】**

- 全体的な計画、教育課程、指導計画等の作成・活用等、カリキュラム・マネジメントの確立のための支援
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の合同研修会の開催
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の相互理解の推進
  - ・幼保多様化における幼児教育・保育相互理解研修の実施
- 運動機会の提供、情報発信（１日合計「60分」、遊びの王様ランキングなど）
- 鳥取の豊かな自然環境を生かした保育の推進

**【市町村・設置者】**

- 計画的に市町村や園の実態・課題に応じた研修会を開催しましょう。
  - ・全体的な計画、教育課程について
  - ・5領域について ・3つの資質・能力について ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について
  - ・環境の構成、再構成について ・乳幼児の主体性と保育者の役割について 等
- 各園の幼児教育・保育内容の点検（確認）や指導をしましょう。
  - ・計画的・継続的な園訪問による支援・助言

**【幼稚園・保育所・認定こども園等】**

- 全体的な計画、教育課程、指導計画に基づいた幼児教育・保育の実践をしましょう。
- 全体的な計画、教育課程、指導計画を絶えず見直し、改善しましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の園内研修を積極的に実施しましょう。
  - ・5領域について ・3つの資質・能力について ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について
  - ・環境の構成、再構成について ・発達の特性に合った幼児教育・保育について 等
- めざす子どもの姿を地域の小学校等と共有し、子どもの育ちを見通した教育を行きましょう。

**【小学校等】**

- 地域にある園の保育参観等の機会等を通じて、遊びを中心とした生活を通した乳幼児の学びについて理解を深めましょう。

**基本方針（1）幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開**

**目標③ 学校評価・自己評価の実施活用推進**

幼児教育・保育の質の向上のために、実践を常に振り返り、幼児教育・保育の充実・改善につながる評価の実施を推進します。

**【推進のための具体的な取組】**

**【県・県教育委員会】**

○学校評価・自己評価の必要性の理解推進

- ・評価のガイドラインの周知  
（「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」）
- ・研修会の開催
- ・県が行う計画訪問の際の状況把握、支援・助言
- ・担当指導主事、幼児教育アドバイザー、幼児教育支援員、保育専門員の園訪問による支援・助言

**【市町村・設置者】**

- 各園における学校評価・自己評価実施の周知・徹底のための説明を行いましょう。
- 学校関係者評価、第三者評価を促進しましょう。
- 学校評価・自己評価の実施のための体制づくりと公表・公開を推進しましょう。
  - ・報告内容等に対する支援・助言及び園訪問による支援・助言

**【幼稚園・保育所・認定こども園等】**

- PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・自己評価を実施しましょう。
- 評価の結果について全教職員で共通理解を図り、園の教育・保育内容の充実を図りましょう。
- 評価の結果を保護者や地域に公表・公開し、幼児教育・保育の改善につなげましょう。
- 評価の結果に基づき、全体的な計画等の指導計画の見直し、改善を行いましょう。

## 基本方針（２）幼児教育・保育環境の充実

### 目標① 幼児教育・保育環境の改善・整備

幼稚園・保育所・認定こども園等が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、教育・保育環境の改善・整備に努めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 「幼稚園設置基準」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいた適切な教職員配置、施設整備の推進について、設置者への指導助言
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を上回る職員配置への支援による正規雇用の促進
- 幼児教育・保育の質の向上や無償化等に係る国への要請（財政基盤の強化）
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置の推進
- 施設の安全対策、耐震化に対する啓発
- 幼稚園・保育所・認定こども園等における自然環境を生かした保育の推進

##### 【市町村・設置者】

- 人的資源の確保・充実に努めましょう。
  - ・幼児教育・保育担当の指導主事、保育リーダー等の配置
  - 園の実情に応じた加配保育士等の確保・配置
- 「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて、施設・設備、園具・教具等の状況の点検・整備に努めましょう。
  - ・子どもの主体的な活動が確保される施設の整備
- 安全・安心な園づくりに努めましょう。
  - ・耐震診断や耐震補強の実施
  - ・防犯、災害等の安全対策の実施

##### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 講師・非常勤職員と正職員の役割を適切に分担し、働きやすい環境づくりに努めましょう。
- 様々な勤務形態による教職員の勤務状況に応じ、全職員の連携・協力体制を整えましょう。
- 組織マネジメントを通して、職員の力が最大限に発揮できる人的配置を心がけましょう。
- 子どもの主体的な活動が確保されるよう園内外の環境を工夫しましょう。
- 安全・安心の園づくりをめざし、日常的な安全点検に心がけるとともに、防犯・災害等に対する訓練を計画的に進めましょう。
- 遊びを通して、安全についての構えを身に付けさせ、災害時などの緊急時に適切な行動がとれることを意識した保育を行いましょう。
- 園内外の自然環境を活用した体験活動を積極的に取り入れましょう。

## 基本方針（3）特別支援教育の充実

### 目標① 支援体制の整備・充実

特別な支援を必要とする子どもの「切れ目ない」支援の充実を図るために、園内外の支援体制整備を進めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
  - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の役割の明確化
- 関係機関・専門機関との連携
  - ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- 特別支援教育に関する教員・保育士等の知識・技能・指導力の向上
  - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材の育成・活用
- 教育相談等の推進
  - （特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、LD等専門員、専門相談員、巡回支援相談員 等）
- 医療的ケア実施体制の整備
  - ・医療的ケア関係者による会議、研修会の開催等

##### 【市町村・設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築しましょう。
- 相談・支援に関わる情報提供機能を充実させましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等への体制整備に係る助言を行いましょう。
  - ・園内委員会の設置や役割、特別支援教育担当に関する指導助言等
- 乳幼児健診や巡回相談等を活用し、専門機関や関係機関と連携しましょう。
  - （教育委員会・福祉部局、医療機関）
- 巡回支援専門員等の整備を検討しましょう。
- 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制を整えましょう。
- 合理的配慮の提供等により、きめ細やかな支援ができる体制を整えましょう。
- 基礎的環境整備の充実を図りましょう。
- 教育相談を積極的に活用しましょう。
  - （特別支援学校、LD等専門員、いじめ・不登校総合対策センター等）
- 特別支援教育に関する理解啓発を図りましょう。



### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 園内委員会を設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援方針を検討しましょう。
  - ・園内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認をしましょう。
- 特別支援教育担当の園分掌への位置づけを行きましょう。
  - ・園内の支援体制整備 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との連絡窓口
- 関係機関・専門機関と連携し、支援の充実を図りましょう。  
(教育関係機関、福祉関係機関、医療機関等)
- 保護者と連携しながら教育的ニーズを把握し、園全体で組織的な支援を行きましょう。
- 子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮提供や基礎的環境整備を充実しましょう。

### 【小学校等・特別支援学校】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援が着実につながるようにしましょう。

\* 合理的配慮

\* 基礎的環境整備

## 基本方針（3）特別支援教育の充実

### 目標② 個別の（教育）支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や幼児教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進めます。

#### 【推進のための具体的な取組】

##### 【県・県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実やLD等専門員の活用の推進
- 個別の（教育）支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

##### 【市町村・設置者】

- 研修会を開催しましょう。
  - ・個別の（教育）支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の方法 等
- 地域における特別支援教育に対する理解啓発を進めましょう。
- 特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への相談支援体制を充実させましょう。
  - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
  - ・個別の（教育）支援計画の様式作成及び評価・改善
  - ・支援会議等における助言

##### 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 特別な支援を必要とする子どもの実態把握に努めましょう。
- 園内教職員の共通理解や情報交換を行いましょ。
- 園内研修（事例検討会等）を実施し、教職員の資質向上に努めましょう。
- 個別の（教育）支援計画や個別の指導計画等を作成し、活用しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、全教職員による組織的な支援を充実させましょう。
- 切れ目のない支援を行うために、園内及び就学先への引継ぎをていねいに行いましょう。

##### 【小学校等・特別支援学校】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援がつながるようにしましょう。